

ダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定書
(ダム用機械設備)

国土交通省関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所長 丸山 日登志（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、洪水・地震等で発生した災害（以下「災害」という。）における応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は鬼怒川ダム統合管理事務所（以下「事務所」という。）が管理するダム管理施設等（以下「ダム」という。）において発生した災害の応急復旧に關し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 洪水、地震等による被災時のダム用機械設備（放流設備、管理用設備）に関する応急復旧作業とする。

（業務の実施区域）

第3条 業務の実施区域は、鬼怒川ダム統合管理事務所が管理する区域とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、ダムに災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況を把握し、書面又は電話等の方法により支所長に報告し、甲又は支所長の指示による当該被害の応急復旧業務を実施するものとする。

2. 乙は、要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者（二級土木施工管理技士以上の資格を有する者）を定め、書面又は電話等の方法により支所長に報告するものとする。
3. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

（業務の完了）

第6条 第5条第2項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに支所長へ報告し、確認を受けるものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面にて支所長に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は第4条により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第12条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限及び解除)

第14条 この協定の有効期限は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等が有った場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができる。また、乙がやむを得ない事情により、協定解除を書面で甲に求めた場合においても、協定解除を行うことができる。

(訓練等への参加)

第15条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(指名停止期間中の取扱い)

第17条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中は、この協定を適用しない。

(雑則)

第18条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 栃木県宇都宮市平出工業団地14-3

国土交通省関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所長 丸山 日登志

乙